

自立支援給付

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられ、これらの給付は個別に支給決定が行われます。

区分	サービス内容	対象者	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	障害程度区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を行います	障害程度区分4以上の重度肢体不自由者
	同行援護	重度の視覚障害者に対し、外出時に利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を提供します	厚生労働大臣が定める基準を満たし、障害程度区分2以上等の要件があります。
	行動援護	自己判断能力が制限され行動が困難で常に介護が必要な障害者が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います	障害程度区分3以上の知的障害者及び精神障害者
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	障害程度区分6の身体障害者及び知的障害者
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間含）施設で、介護等を行います	在宅の障害者（児） （児童以外は障害程度区分1以上）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います（福祉・医療）	・ALS患者等気管支切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障害程度区分6の方 ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の方
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します	障害程度区分3以上 50歳以上は2以上
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	障害程度区分4以上 50歳以上は3以上
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	障害程度区分2以上	
訓練等給付	自立訓練（機能・生活）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	

計画相談支援給付

障害者等の地域生活にとって相談支援は不可欠であり、障害福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者のニーズや置かれている状況等を勘案したサービス利用計画を作成することが必須となりました。

区分	サービス内容	対象者
サービス利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの申請等において、障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成する・ ・支給決定若しくは変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定等に係るサービスの内容、担当者等を記載したサービス等利用計画を作成する 	<p>障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者</p>
継続サービス利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定を受けた障害者等が、支給決定等の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、一定期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その決定に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。 ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与すること。 イ 新たな支給決定若しくは変更の決定などが必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行うこと。 	<p>指定特定相談支援障害者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者又は地域相談支援給付決定対象者（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる）</p>

地域相談支援給付

障害者支援施設等に入所している障害者等が住居の確保など地域生活に移行するための支援や、地域生活を行う障害者等との常時の連絡体制を確保するといった相談支援の充実を図る仕組みが導入されました。

区 分	サ ー ビ ス 内 容	対象者
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う	次の①、②のいずれかに該当する者のうち、地域移行のための支援が必要と認められる者 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ②精神科病院に入院している精神障害者
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ・居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

※障害程度区分の一次判定を行う時は、心身の状況を判定するため 106 項目の調査を行います。

※障害程度区分の認定では、区分 1～6 までの認定を行います（なお、障害児の場合は障害程度区分の認定を行わない取扱いとなっております。）。

※訓練等給付は、医師意見書の聴取から障害程度区分の認定までの手続は行いません。

※訓練等給付のうち、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 A 型のサービスは、2 か月以内の範囲で個別のケースに応じて「暫定支給決定期間」を設定します。

利用者負担の仕組み

利用者負担はこれまでの所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1 割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）に見直され、3 つの障害（身体、知的、精神）に共通した利用者負担の仕組みとなります。

利用者負担には、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて 4 つの区分に負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1 (※)	居宅で生活する障害児（加齢児を除く）	4, 600円
	居宅で生活する障害者（加齢児を含む）及び 20 歳未満の施設入所者	9, 300円
一般 2		37, 200円

※一般 1 とは、市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が 16 万円（障害児（加齢児を除く。）及び 20 歳未満の施設入所者については 28 万円）未満の世帯をいい、一般 2 とは、市町村民税課税世帯のうち、一般 1 以外の世帯をいいます。

2) 入所施設の食事軽減措置があります。

3) グループホーム・ケアホーム入居者への支援制度があります（平成 23 年 10 月 1 日から）。

「地域生活支援事業」

地域生活支援事業は、障害のある人が、その能力や適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な形で、次のような事業を行っています。

地域生活支援事業

区 分	サ ー ビ ス 内 容
日常生活用具の給付又は貸与	重度障害者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します
日中一時支援	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に、日中における活動の場を確保します。
社会参加促進事業（自動車改造費助成）	重度の体幹又は肢体不自由者が、就労等にともない自動車の改造を行なう場合、その改造費用の一部（上限10万円）を助成します。

介護保険制度との適用関係

介護保険法の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができることから、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、基本的には、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。